別紙３

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

(1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

(2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用

すること。

(3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

(4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。

(5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

(6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。

(7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。

(8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。